

## 戸田市文化協会加盟に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、戸田市文化協会会則（以下「会則」という。）第24条の定めるところによる。

(加盟)

第2条 新たに加盟しようとする団体は、その代表者より次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書（別記第1号様式による。）
- (2) 会則（規約）
- (3) 会員名簿（別記第2号様式による。）
- (4) 事業計画（加盟申請年度の収支予算書）
- (5) 事業報告（加盟申請前年度の決算書）
- (6) 戸田市文化協会加盟団体3団体以上の推薦書（別記第3号様式による。）
- (7) その他参考となるべきもの

2 新たに加盟しようとする団体は、会則第3条の目的に賛同するほか、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 経済利益を目的とする団体でないこと。
- (2) 政治活動、宗教活動を目的とする団体でないこと。
- (3) 本協会に加盟している団体及び会員と協調関係を保てること。
- (4) 本協会に加盟している団体と同様の活動及び目的とする団体でないこと。

(加盟審査)

第3条 文化協会正副会長は、新たに加盟しようとする団体に対し、意見を聴取することができる。

2 文化協会正副会長は、前項に基づき新たに加盟しようとする団体から意見を聴取した場合は、聴取内容を理事に周知する。

(理事会の承認)

第4条 理事会は、新たに加盟しようとする団体に対し、その申請内容等について審議する。

2 理事会は、新たに加盟しようとする団体に対し、審議に必要な説明を求めることができる。

3 理事会は、会則第19条に基づき、理事の過半数で成立し、新たに加盟し

ようとする団体に対する承認は、出席者の過半数で決定する。ただし、可否同数のときは、議長の決定による。

(審議結果通知)

第5条 加盟申請に対する審議の結果は、書面（別記第4号様式による。）をもって、新たに加盟しようとする団体に通知する。

(細則の改正)

第6条 この細則の改正は、総会の議決を経なければならない。

附 則

この規定は、平成28年6月1日から施行する。